

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省）

制 度 名	外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例の拡充		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	国債を用いた債券現先取引において外国金融機関等が受け取る貸付金の利子に対する非課税措置と同様に、債券貸借取引に係る現金担保から生ずる利子及び債券貸借料についても非課税措置の対象とすること		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国債の保有・売買を促進し、多様で厚みのある投資家層を形成するとともに、国債市場の流動性・効率性を向上させることにより、大量に発行される国債の安定消化を図り、ひいては発行者である国の資金調達コストの低減に資するため。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>債券貸借取引は、債券の出し手にとっては低廉なコストでの資金調達手段として、債券の取り手にとっては速やかな債券調達手段として有効な取引であり、当該取引に外国金融機関等が参入することは、債券貸借取引を通じた国債市場への非居住者等の参入を促進し、国債市場の流動性と効率性の向上に資するものである。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3-1：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
		政策の達成目標	非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の向上 国債消化の促進と利払費の軽減
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	リーマンショックの影響により残高は減少しているものの、非課税措置創設以降増加傾向にあった。  非居住者等による債券現先取引残高の推移（各月平均）  平成17年度 20.0兆円 平成18年度 22.7兆円 平成19年度 27.9兆円 平成20年度 20.8兆円 平成21年度 10.0兆円 (出所) 日本証券業協会 公社債投資家別条件付売買（現先） 月末残高	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	相対取引である現先取引について個別の適用対象者と適用額を把握するのは困難。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	債券貸借取引とほぼ同様の経済的効果を持つ債券現先取引の貸付金利子は既に非課税であり、外国金融機関等が自らのニーズに合った取引を選択できることは、国債市場の参入を促し、大量に発行される国債の安定消化及び国の資金調達コストの低減に資する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	債券貸借取引とほぼ同様の経済的効果を持つ債券現先取引の貸付金利子には、既に非課税制度が導入されている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	平成 19 年度(推計) ▲25 億円 平成 20 年度(推計) ▲7 億円 平成 21 年度(推計) ▲2 億円
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	債券貸借取引とほぼ同様の経済的効果を持つ債券現先取引の貸付金利子は既に非課税であり、外国金融機関等が自らのニーズに合った取引を選択できることは、国債市場の参入を促し、大量に発行される国債の安定消化及び国の資金調達コストの低減に資する。
		前回要望時の達成目標	非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の向上 国債消化の促進と利払費の軽減
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし
	これまでの要望経緯		平成 14 年度にクロスボーダーの現先取引から生ずる利子のうち、外国金融機関に支払われるものについての非課税措置が創設され、以後、平成 16 年度、18 年度における 2 年間の期限延長を経て、20 年度に恒久化された。